

〈マーシャルプランと戦後世界秩序の形成〉

ヨーロッパ決済同盟成立以前における 西ドイツ貿易とマーシャルプラン

河 崎 信 樹

はじめに

1947年6月5日、アメリカにおいてG・マーシャル（George Marshall）国務長官によって発表されたマーシャルプランは、第二次世界大戦後の西ヨーロッパ復興に対して大きな貢献をなしたとながら考えられてきた。しかし、1970年代を境として、このマーシャルプランの経済的意義に対して疑問を呈する研究が相次いで現れ、一つの潮流を形成するようになった¹⁾。そして、そうした潮流と平行する形で、ドイツ英米仏占領地区及びドイツ連邦共和国（以下、西ドイツ）の経済復興に対して、マーシャルプラン及びそれにともない行われた通貨改革（1948年6月20日）が決定的な役割を果たしたとする通説への批判が行われた。この批判を行った中心的な論者が、W・アーベルスハウザー（Werner Abelshäuser）であった。

アーベルスハウザーは、マーシャルプランの実施以前に、将来西ドイツを形成することになるドイツ英米仏占領地区の経済がすでに復興過程に入っていた点を指摘し、マーシャルプランが西ドイツの経済復興に果たした役割をめぐる通説に疑問を呈した。そして、このアーベルスハウザーの見解に対して、1980年代を中心に数多くの批判が寄せられ、マーシャルプランの経済的意義をめぐる論争が行われた。その論争の結果、ドイツ経済がマーシャルプラン以前に—そのレベルをどう評価するのであれ—復興過程

に入っていたことは確認されている²⁾。そして、この論争及び、1989年以降急激に生じた「東欧革命」、東西ドイツ統一、ソ連邦の解体及びそれらと平行しつつ急速にヨーロッパ統合が進展したことなどを背景として、マーシャルプランと西ドイツをめぐる問題領域はさらに拡大しながら現在に至っている³⁾。

本稿では、アーベルスハウザーの問題提起以降行われてきたマーシャルプランと西ドイツの経済復興をめぐる問題の研究史を踏まえた上で、特にマーシャルプランと西ドイツの貿易の再建—特に西ヨーロッパ諸国との貿易の再建—との関連に注目する視点から、マーシャルプランの意義について考察することを課題とする。

筆者が、この問題に注目すべき、と考える理由は以下の2点である。

第1に、西ドイツが、1950～60年代を通じて西ヨーロッパ域内を中心とした貿易によって高度成長を遂げていることである。第二次世界大戦終結によって崩壊した西ヨーロッパ諸国との貿易の再建がいかになされ、高度成長の基盤と

2) アーベルスハウザーの問題提起の内容及びその見解をめぐる論争については、河崎信樹・坂出健・菅原歩「マーシャルプランと戦後世界秩序の形成」【Working Paper】京都大学、J-12、2000年4月21日、54-58ページを参照。

3) 現時点においてこのマーシャルプランと西ドイツをめぐる問題に関してまず参照されるべき著作は、C. Maier and G. Bischof (ed.), *The Marshall Plan and Germany*, New York, Martin's Press, 1991. である。この著作のIntroductionにおいて、編者であるC・メイヤー（C. Maier）は、マーシャルプランの意義をめぐる論争を踏まえた上で、今後西ドイツとマーシャルプランをめぐる解明されるべき課題として、①戦後西ドイツの政治経済体制（「社会的市場経済」）の性格をいかに捉えるか、②ヨーロッパ統合の起源との関係、③マーシャルプランの経済的帰結の評価、の3点を挙げている。

1) そうした潮流を代表する作品として以下の文献が挙げられる。A. S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe 1945-1951*, London, Methuen, 1984.

なったのか、という点が問われねばならない⁴⁾。

第2に、この西ドイツと西ヨーロッパ諸国との貿易の再建過程それ自体が、西ヨーロッパ域内貿易それ自体の再建過程でもあったことが重要である。「ドイツ問題」とはすなわち「ヨーロッパ問題」であるという性格が最も象徴的に現れているのが、この西ドイツの貿易の再建に関わる問題であるといえる⁵⁾。

ゆえに、西ドイツの貿易とマーシャルプランの関連を追求することによって、マーシャルプランが果たした役割やその意義について、新たな知見を得ることができると筆者は考えている。本稿はそうした試みへのささやかな一歩にすぎない⁶⁾。

西ドイツと西ヨーロッパ諸国との貿易の再建に関連して解明すべき課題は数多く、今後の継続的な分析が必要とされる。本稿では、今後の作業の前提として、マーシャルプランの発表から1950年9月19日のヨーロッパ決済同盟 (European Payment Union, 以下 EPU と略す) の

成立にいたるまでの過程における西ドイツの貿易問題をマーシャルプランとの関連において考察することにした。

以下では、まず第I節において、西ドイツ貿易の再建過程を概観する。次に、第II節では、マーシャルプランとの関連において経済協力局 (Economic Cooperation Administration, 以下 ECA と略す) によって実施された西ヨーロッパ域内貿易再建政策である「小さなマーシャルプラン」と在独アメリカ軍政府 (Office of Military Government for Germany (U. S.), 以下, OMGUS と略す) による管理貿易政策が、西ドイツ貿易の再建を阻害していたことを示す。最後に第III節において、第II節において述べた障害が西ドイツ政府の成立とともに除去され、貿易自由化政策が遂行されることで、西ドイツの貿易がいかなる影響を受けたのかを、輸出入両面から検討していくことにしたい。

I 西ドイツの貿易再建過程の概観

1950年代において西ドイツは西ヨーロッパ域内における貿易を基礎として経済成長を遂げた。そして、西ドイツの貿易の再建が西ヨーロッパにおける貿易の再建をもたらした。では、これらの貿易再建とマーシャルプランとの関連はいかなるものであったのだろうか。

以下では、西ドイツの貿易再建過程の特徴を概観するとともに、マーシャルプランと西ドイツの貿易の関連を検討するに際しての予備的な考察を行うこととしたい。

1 西ドイツの貿易再建の特徴

西ドイツは、1950年代を通じ、西ヨーロッパ諸国との貿易を中心として高度成長を遂げた。ここでは西ドイツの貿易の特徴を第1表から確認していきたい。同表は西ドイツの商品貿易の輸出入額全体、及びEPU、アメリカそれぞれとの輸出入額の推移をまとめたものである。

全体的な貿易額の推移を見てみよう。1947年以降、西ドイツの貿易は順調に拡大していくが、それが1950年以降輸出入ともに急激に伸びてい

4) また、ヨーロッパ域内貿易及び決済メカニズムの再建との関連では、ナチス期一特に戦時期におけるドイツを中心とした清算メカニズム構想との連続・非連続の問題を考察する必要もあるだろう。この点に関してはさしあたり、以下の文献を参照されたい。

K. Tribe, *Strategies of Economic Order*, Cambridge University Press, 1995. (小林純・手塚真・栢田大知彦訳『経済秩序のストラテジー—ドイツ経済思想史 1750-1950』ミネルヴァ書房, 1998年)。

5) Milward, *op. cit.*, pp. 351-61.

6) 近年の研究史においては、これらの点についての関心が高まっている。例えば、H. Berger and A. Ritschl, "Germany and the Political Economy of the Marshall Plan, 1947-52: a Re-revisionist View" in *Europe's Postwar Recovery*, ed. by B. Eichengreen, Cambridge University Press, 1995, pp. 199-245.; C. Buchheim, *Die Wiedereingliederung Westdeutschlands in die Weltwirtschaft 1945-1958*, München, R. Oldenbourg, 1990.; T. Geiger, "Wiederaufbau Like a Phoenix from The Ashes: West Germany's Return to the European Market, 1945-58," *Contemporary European History* 3, 3, 1994.; R. T. Griffiths (ed.), *Explorations in OEEC History*, Paris, OECD, 1997.; A. S. Milward, "The Marshall Plan and German Foreign Trade" in *The Marshall Plan and Germany*, eds. by C. Maier and G. Bischof, pp. 452-487.; 古内博行「1950年代西ドイツの貿易構造とEECの選択」(秋元英一編『グローバリゼーションと国民経済の選択』東京大学出版会, 2001年)などが代表的な研究である。本稿は、英独関係に注目している点において、これら諸研究と異なっている。

第1表 西ドイツの商品貿易

(単位:100万ドル)

	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年
輸出										
全体額	320	745	1,136	1,992	3,119	4,022	4,399	5,223	6,090	7,312
EPU 諸国向け	302	636	967	1,510	2,617	2,997	3,238	3,845	4,517	5,381
アメリカ向け	5	28	46	103	220	226	285	303	402	515
輸入										
全体額	867	1,587	2,079	2,544	3,475	3,508	3,535	4,297	5,312	5,995
EPU 諸国向け	193	523	984	1,846	2,043	2,422	2,560	3,062	3,689	3,909
アメリカ向け	600	880	725	464	612	515	405	494	730	975

出所: C. Buchheim, *Die Wiedereingliederung Westdeutschlands in die Weltwirtschaft 1945-1958*, 1990, S. 184 より作成

ることが確認されよう。加えて、1951年以降輸出が輸入を上回る状態が定着していている。

次に、地域別にその貿易動向を見てみる。すると、西ドイツの貿易の拡大を支えたのが輸出入ともに EPU に属する諸国であったことがわかる。EPU 諸国との貿易は、1950年以降急拡大し、1952年を境として輸出が恒常的に輸入を上回る構造が定着している。

アメリカ向けの輸出・輸入はともにそれほど伸びておらず、常に赤字を記録している。ここにドル援助の意義があると考えられよう。ドル援助なしでは、西ドイツはアメリカからの輸入をまかなうことはできない構造にあった。

以上より、1950年代前半において西ドイツは EPU に属する諸国との貿易、すなわち西ヨーロッパ域内における貿易を基礎としていたことが明らかである。加えて、西ドイツの貿易にとって1950年が貿易の拡大をもたらした第1の画期であり、1951年が輸入を輸出が恒常的に上回るようになったという意味で、第2の画期であるということが出来る⁷⁾。

7) 本稿が対象としているのは1950年に至るまでの西ドイツと西ヨーロッパ諸国との貿易の再建過程である。1950～51年にかけて、西ドイツの最大の課題は、朝鮮戦争をきっかけとした国際収支危機の克服である。この時期、西ドイツは輸入の急増によって国際収支危機に陥り、貿易自由化が一時停止するなど危機的な状況にあった。この状況を克服することで、西ドイツの貿易は成長過程へと入ることになる。この国際収支危機に関しては、さしあたり、石坂綾子「復興期ドイツレンダーバンクの金融政策 (1948-1952年)」『社会経済史学』第65巻3号、1999年を参照。

2 マーシャルプランと西ドイツの貿易

以上において、1950年代を通じて西ドイツが西ヨーロッパ域内諸国との貿易を中心としていたこと及び1950年が西ドイツの西ヨーロッパ域内貿易再建の画期であることを確認してきた。しかし、第二次世界大戦終結直後から西ヨーロッパの域内貿易は、西ヨーロッパ復興の困難にともない事実上破壊されたままであった。この西ヨーロッパ域内貿易は戦後いかにして再構築され、その中で西ドイツはその貿易をいかにして再建してきたのか。そして、そのマーシャルプランとの関連はいかなるものであったのか。これが問われるべき問題である。

この問題を考える際には、マーシャルプランの範囲をどう捉えるかが重要である。マーシャルプランの研究史上においてこの範囲は明示的に定義され、分析されてこなかった。この点を明確にしておくことがマーシャルプランの意義を捉えるには不可欠である。

筆者はマーシャルプランの範囲を、マーシャルプランによる直接的・間接的な資金援助及び、その資金を基にして作られた諸機関 (ECA, EPU など) によって実施された政策と捉えている。マーシャルプランは、単なる資金援助ではなく、その資金 (及びそこから生じる影響力) を通じて貿易自由化などの諸政策を西ヨーロッパ諸国に、アメリカが強制しようとした点に特徴がある。そのため、直接的な資金援助のみに範囲を限定しては、マーシャルプランの経済的意義を捉えることは不可能である。

以下では、以上のような観点からマーシャルプランの範囲を捉え、西ドイツの貿易を分析していきたい。

II ECAの西ヨーロッパ域内貿易 再建政策と西ドイツの貿易

1 ECAのヨーロッパ復興構想と 域内貿易再建の位置

最初に、アメリカがマーシャルプランを通じて実現しようとしていた構想について確認しておきたい。

1947年6月5日にマーシャル国務長官によって発表されたアメリカによる対ヨーロッパ援助構想、つまりマーシャルプランは、1948年4月2日に「1948年対外援助法」がアメリカ議会を通過し、翌日大統領が同法案に署名を行うことによって開始された。この際、アメリカにおいて対ヨーロッパ援助の実施機関として設立されたのがECAであった。アメリカがマーシャルプランの実施によって実現しようとした構想はこの機関を通じて実行されていくことになる。

ECAはマーシャルプランの実施を通じて、いわゆる「ブレトンウッズ体制」を実現させることを目標としていた。すなわち、①西ヨーロッパ域内における貿易自由化の実行、②西ヨーロッパ諸通貨の交換レートと決済網の再構築、の2点を実現することによって、西ヨーロッパ域内の決済と貿易を再建する。次にそれを基礎として、アメリカが戦後当初目標としていた全世界規模での貿易自由化と通貨の交換性の回復、つまり「ブレトンウッズ体制」を実現しようと考えていた⁸⁾。

これらの目標を達成するために不可欠であったことは、この枠組みの中に西ドイツを平等な一員として完全に組み込み、その経済復興を西ヨーロッパ周辺諸国と「調和」させることで

あった。西ドイツの経済復興が実現され、しかもその復興過程が西ヨーロッパの復興と連携することが必要であった。そして、そのためには逆に西ヨーロッパ域内の貿易・決済の再建が必要であった。つまり、西ドイツが復興しなければ西ヨーロッパにおける貿易と決済の再建はありえないが、貿易と決済が再建されなければ西ドイツ復興の西ヨーロッパ復興との連関は生じ得ない。以上のようにECAは認識していた。

そこで、西ヨーロッパ域内貿易と決済の再建のための具体的な政策として実行されたのが、「小さなマーシャルプラン」からEPUの設立へと至る西ヨーロッパ域内決済再建政策及び西ヨーロッパ側の援助受け入れ機関である経済協力機構(Organization European Economic Committee, 以下OEECと略す)を舞台とした貿易自由化政策の遂行であった。

しかし、これらの政策は多くの障害によって阻まれることになった。それらの障害が、当初西ドイツを含む西ヨーロッパ域内における貿易の再建を通じて、西ドイツ復興と西ヨーロッパ復興を連結するというECAの構想を妨げることになった。その障害は2つ、「小さなマーシャルプラン」下における双務主義とOMGUSによる管理貿易の遂行であった。この2つの障害は、西ドイツ建国に至るまでその貿易の再建を制限した。以下では、それらがどのように西ドイツの貿易の再建を阻害していたのかを考察していく。

2 「小さなマーシャルプラン」と西ドイツ

第一に、西ドイツの貿易を制限していたのが、西ヨーロッパ域内の決済システムの再構築を目的とした政策である、いわゆる「小さなマーシャルプラン」と呼ばれる決済システムであった。これは、具体的には、第一次ヨーロッパ支払協定(1948年10月～1949年6月)、第二次ヨーロッパ支払協定(1949年7月～1950年6月)のことである。この二つの協定を経て、1950年9月にEPUが設立されることになる。この2つの協定及びEPUによってECAは

8) 詳しくは、M. Hogan, *The Marshall Plan*, New York, Cambridge University Press, 1987. を参照。ただし、M・ホーガンは、「コーポラティズム」の西ヨーロッパへの移植、という観点から、貿易自由化などのマーシャルプランの目的を捉えている。こうした捉え方については、別稿にて批判的に検討したい。

ヨーロッパ域内の決済を整備し、貿易を活発化しようと試みた⁹⁾。

必要な限りにおいて支払協定の基本的な仕組みを述べておく。二国間の輸出と輸入が推計される。この推計に基づき、二国間で債権国となる国は相手国(=債務国)に対して引出し権を設定し、債権の一部を自国通貨で債務国に贈与する。この受け取った引出し権によって債務国は輸入から生じた債務を清算する。そして、この引出し権の原資がマーシャルプランから提供される。以上が支払協定の概要である。ここから、「小さなマーシャルプラン」は基本的に双務主義的な協定を基礎とした仕組みであった点を確認できよう。この点が多角主義を基礎としていた EPU の仕組みとの決定的な違いである¹⁰⁾。

西ドイツが設定もしくは、相手国から受け取った引出し権の額とその実際の使用量について検討しよう。第2表は第一次及び第二次支払協定下における引出し権の額の推移である。表から明らかなように、西ドイツは両協定下において、設定した引出し権は諸国によって全て使用されているが、受け取った引出し権は全て使用していない。結果として、全体としてみた場合、第一次協定の下では4835万ドル、第二次協定の下では4991万ドルが西ドイツから西ヨーロッパ諸国への経済援助として流出することとなった。さらに、西ドイツは OMGUS による管理貿易の遂行によって、西ヨーロッパ域内諸国に対して黒字を維持していたため、引出し権の設定額が多額となり、マーシャルプランから得られる実質的な援助額—引出し権の原資として提供される援助は最初の援助割り当て額から与えられることになっていた—が目減りしてしまうという不利も抱えていた。

9) 「小さなマーシャルプラン」をめぐる各国の論争、特に多角主義に反対していたイギリスの態度については、本特集、菅原歩「マーシャルプラン期イギリスのポンド政策とスターリング圏」、を参照。

10) マーシャルプランとの連関や第一次協定と第二次協定の違いなどより詳しくは、本特集、菅原歩「ヨーロッパ域内決済機構の発展過程について」、を参照。

第2表 欧州支払協定下における西ドイツを中心とした引出し権の推移

A. 第一次支払協定下の西ドイツ (1948.10.1~1949.6.30)
①西ドイツによって各国に与えられた引出し権

(単位: 1万ドル)

受け取り国	計画	実行額	利用率
デンマーク	120	120	100%
フランス	5,370	5,370	100%
ギリシャ	440	440	100%
オランダ	850	850	100%
オーストリア	2,960	2,960	100%
合計	9,740	9,740	100%
改訂された合計		9,635.4	

②西ドイツが与えられた引出し権 (単位: 1万ドル)

供与国	計画	実行額	利用率	未利用分
ベルギー/ ルクセンブルク	2,100	2,100	100%	—
イギリス	5,200	368.4	7.1%	4,831.6
イタリア	1,270	1,270	100%	—
オランダ	200	200	100%	—
ノルウェー	800	0	0%	800
スウェーデン	500	0	0%	500
トルコ	1,350	677.8	50.2%	672.2
合計	11,420	4,616.2	40.4%	6,803.8
改訂された合計		4,800.4 (利用率=42%)		

結果として西ドイツからヨーロッパ諸国へ与えられた経済援助 ①-②=9,635.4-4,800.4=4,835

B. 第二次支払協定下の西ドイツ (1949.7.1~1950.6.30)
(単位: 1万ドル)

受け取り国	西ドイツに対する引出し権	双務的引出し権の部分
フランス	6,000	4,500
ギリシャ	1,380	1,035
オランダ	1,750	1,312.5
ノルウェー	1,260	945
オーストリア	5,000	3,750
トルコ	1,000	750
計画の合計	16,390	12,292.5
実行の合計	12,221.4	10,025.1

西ドイツによって利用された引出し権の合計 (1949.12.1~1950.5.31) 7,230.3

結果として西ドイツからヨーロッパ諸国へ与えられた経済援助 4991.1

出所: W. Abelschauer, "The Re-Entry of West Germany into the International Economy and Early European Integration" in *Western Europe and Germany*, ed. by C. Wurm, Berg Publisher, 1995, pp. 40-41.

また、西ドイツに対して設定された「引出し権」が未使用であるということは、西ドイツの輸入、すなわち他の周辺諸国から見れば西ドイツへの輸出が十全に行われていない、ということの意味する。このことは、周辺国から見れば自国の貿易再建に対する大きな障害となった。また、設定した引出し権が使用されない場合、アメリカからの援助がそれと同額減少してしまうことも周辺国の不満を生み出していた。

以上の諸点が、「小さなマーシャルプラン」が西ドイツ経済に対して有した欠点であることは間違いない¹¹⁾。しかし、単純にそこから西ドイツ経済にとって、「小さなマーシャルプラン」が不利なシステムであったと結論づけることはできない。西ドイツが設定した引出し権が全額使用されているということは、西ドイツの輸出が「小さなマーシャルプラン」によって補助されていることを意味する。そのため、その輸出商品が、一次産品（石炭、木材など）に限定されていたとしても、ある程度西ドイツの輸出を下支えするとともに、周辺国との貿易関係を継続させる効果があったと考えられよう。

西ドイツにとって「小さなマーシャルプラン」が真の障害となったのは、それが西ドイツの輸出増加を許容する枠組みとなっていなかったことである。確かに、「小さなマーシャルプラン」は EPU へとつながる決済システムであり、長期的に見れば西ドイツの貿易の成長を擁護したと言えよう。しかし、「小さなマーシャルプラン」は双務協定を基礎としているため、西ドイツの貿易の成長を抑制してしまうのである。

つまり、前年度の実績を基礎として引出し権は設定される。もし、西ドイツの輸出が二国間において急激に伸び、収支が予測と逆になった場合、その相手国に対して西ドイツが引出し権

を設定していないため、最終的にはその相手国の外貨（ドルと金）の流出につながってしまうのである。そのため、「小さなマーシャルプラン」は西ドイツが急激に輸出額を増加させることが不可能な体制であった。この点を次項において、第一次協定下の引出し権の未使用額が最大であり、また EPU に実現された多角主義に最も激しく反対したイギリスと西ドイツの貿易に関して具体的に分析していく。

3 「小さなマーシャルプラン」と英独貿易の展開¹²⁾

「小さなマーシャルプラン」の下でのイギリスを中心としたスターリング圏と西ドイツの貿易は、西ドイツの急激な貿易の増加を考慮に入れていなかったため、イギリスからの外貨流出をたびたび引き起こすことになった。

イギリスを中心としたスターリング圏と西ドイツの貿易¹³⁾は、両国によってその額が決められている管理貿易であった。まず、第一次ヨーロッパ支払協定をめぐる交渉下で、1948年7月1日にドイツ英米仏占領地区とイギリスとの間

12) 本節では、アメリカ国立資料館 (National Archives II, College Park, MD) 所蔵の資料の内、財務省資料 (Record Group 56) から International Statistics Division General Records 1931-1952, Box74, Bi- and Tri-zonal Union (Incl.: Fusion Negotiation) Vol. 2 を使用している。上記資料からの出典を示す際、以下では、末尾に RG56:NARA, と表記する。

13) 英独間の貿易を考える場合、その背景としてポンドの交換性の問題を考察しなければならない。アメリカとイギリスの間には当時、ドイツ英米占領地区への援助分担をめぐる協定が存在した。この協定は、1946年12月2日に成立し、翌年、ポンド危機を受けて、1947年12月17日に改訂された。その後、1948年12月31日に延長され、1949年3月31日及び6月30日にフランス占領地区との合併と西ドイツの建国にともない改訂された。この協定の中で、イギリスは、ドイツ英米占領地区の所有するポンドをドルへと転換する義務をアメリカによって課されていた。しかし、ドル不足の中、イギリスはこの義務を放棄した。イギリスはドイツ英米仏占領地区（及びアメリカ占領軍）に一方的にポンドを受け取り続けることを常に要求していた。この問題は、EPU 成立に至る過程で議論され、このドルへの転換義務は最終的に1950年6月28日に解消される。この問題は、アメリカ、イギリス、西ドイツ三国の貿易・金融関係にまたがる重要な問題でありながら、これまでそれほど注目されてきてはいない。この問題に関しては今後別稿において詳しく検討していきたい。

11) 例えば、アーベルスハウザーはこの資金の流出を捉えて、西ドイツ経済にとってマーシャルプランが有した経済的重要性に関する主張への反論を行っている。W. Abelschauer, "American Aid and West German Economic Recovery: A Macroeconomic Perspective" in *The Marshall Plan and Germany*, eds. by C. Maier and G. Bischof, pp. 369-409. を参照。

に貿易協定が結ばれた。この協定では、スターリング圏全体とドイツ英米仏占領地区との貿易について、4600万ドル分スターリング圏が余剰を獲得できるように計画された。そして、イギリスはこのドイツ英米仏占領地区側の赤字部分を第一次ヨーロッパ支払協定の下で引出し権を西ドイツに対して設定することにより援助するとされた。その結果、イギリスはドイツ英米占領地区に対して、5200万ドルの引出し権を設定した。しかし、実際には1948年7月～12月にかけて、ドイツ英米仏占領地区の輸出が大幅に伸びたのに対し、輸入計画（1億3600万ドル）は3分の1ほどしか実施されなかった。その結果、イギリスはドイツ英米仏占領地区に対して、1800～1900万ドルの支払いを行わなければならなかった。つまり、ドイツ英米仏占領地区からの輸出が急速に増加し、それにともない輸入が増大しない場合、ドイツ英米仏占領地区からイギリスに対する引出し権が設定されていないため、イギリスのドル流出につながったのであった。それ以上のドル流出を恐れたイギリスは、再交渉によってドイツ英米仏占領地区に輸入を行わせ、1949年1～6月の期間には貿易はほぼ均衡し、イギリスは200万ドルを得ることになった¹⁴⁾。

以上の点は、第3表からも確認できる。第3表は、第一及び第二次支払協定下において英米仏占領地区及び西ドイツに対してイギリスが設定した引出し権の月別使用額の推移を示したものである。この表からわかるように1948年10～12月にかけてドイツ英米仏占領地区は、イギリスに対する引出し権を全く使用していない。しかし、1949年1～2月にかけて急激に引出し権が使用されていることがわかる（1月202万5000ドル、2月202万7000ドル）。このことは、

14) 「E・ベヴィン (Ernest Bevin) からD・アチソン (Dean Acheson) へ」(1949.9.22, RG56:NARA)。当時、イギリスはアメリカとドイツ占領にともなう負担を分担していた。この第一次、第二次支払協定の下でのイギリスの西ドイツに対する引出し権の設定をイギリスはアメリカに対して、「イギリスによるドイツへの援助」と主張し、実際的な資金援助を減らそうとしていた。「イギリス大使からアメリカ政府へ」(1949.10.31, RG56:NARA)。

第3表 第一次清算協定及び第二次清算協定下の西ドイツによるイギリス引出し権の使用状況 (単位:千ドル)

1948年			1949年						合計
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
0	0	0	2,025	2,027	0	0	-368	0	3,684

1949年					1950年			合計
7～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	0	0	0	7,595	19,640	14,040	7,041	48,316

出所：東京銀行調査部訳『国際決済銀行年次報告書第15巻（1949-50）』日本経済評論社、1979年、巻末表より作成。

イギリスからの圧力によって、ドイツ英米仏占領地区が急激に輸入を増加させたことを意味しよう。しかし、前掲第2表から確認できるように、結局ドイツ英米仏占領地区は第一次支払協定下においてイギリスによって設定された引出し権5200万ドルの内7.1%（368万4000ドル）しか使用していない。

続く、第二次ヨーロッパ支払協定においては、1949年7月1日～1950年6月30日までのドイツ英米仏占領地区との貿易計画が策定された。その結果、スターリング圏全体に対して7300万ドルをドイツ英米仏占領地区が赤字として背負うこととなった（輸入：2億9140万ドル、輸出：2億1840万ドル）。そして、この赤字分をイギリスが援助によって埋め合わせることとなった。これは、第一次協定で未使用分の引出し権：4800万ドルと新規援助：2600万ドルから構成された¹⁵⁾。

しかし、再び西ドイツの輸出が急増し、2ヶ月半で、2000万ドルあまり西ドイツが輸出超過になる事態が生じ、イギリスからのドル流出が再び招かれてしまった。しかし、この後西ドイツはスターリング圏から輸入を行い、1950年3月までに引出し権を使用し尽くした。この輸入の増大は、①イギリスからの輸入促進圧力、②1949年9月のポンド切り下げとそれにとまなう

15) 「メモランダム（イギリス政府による作成）」(1949.7.9, RG56:NARA)。

マルクの切り下げの影響（これによって、スターリング圏への西ドイツの輸出には不利となり、逆に輸入には有利となった）、③西ドイツの貿易自由化の進展（後述）、を原因としたものであった¹⁶⁾。

以上の点も第3表から確認してみよう。西ドイツのイギリスに対する引出し権は1949年6～11月まで全く使用されていない。しかし、12月（759万5000ドル）以降、1950年1月の1964万ドルを頂点として急激に使用されるようになっていく。そして、1950年3月までに引出し権を使用し尽くしている。

以上のように、イギリスと西ドイツの貿易はヨーロッパ支払協定の下において、西ドイツの貿易の伸長を管理することができず、何度もイギリスからのドル流出を招いてしまった。これは、双務主義協定を基礎とした支払協定の限界を示すものであった¹⁷⁾。これこそが、「小さなマーシャルプラン」が西ドイツ経済に対して有した限界であった。この限界は、結局1950年9月19日に創設されたEPUの下でアメリカによって多角主義が実現されるまで、最終的に克服されることはなかった。

したがって、「小さなマーシャルプラン」下の貿易の限界に対して、それ以外の部面での貿易が志向されることになるが、その貿易はOMGUSによって西ドイツの建国まで完全に管理されていた。このため、「小さなマーシャルプラン」下以外の貿易の再建も阻害されていた。この点を次に検討しよう。

4 OMGUSのドイツ経済復興構想と管理貿易の遂行 1949年9月における西ドイツ政府の成立にい

16) 「E・ベヴィン (Ernest Bevin) からD・アチソン (Dean Acheson) へ」(1949.9.22, RG56:NARA)。

17) アメリカによる双務主義から多角主義への移行の主張に対して最も強力に反対し、その動きを封じようとしたのがイギリスであった。双務主義によって西ドイツの貿易を管理することが限界に達していたことも、イギリスの多角主義への同意の経済的な背景の一つをなしていると考えられよう。イギリスの西ヨーロッパにおける決済システムへの対応については本特集、菅原歩「マーシャルプラン期イギリスのポンド政策とスターリング圏」を参照。

たるまでの時期の西ドイツの貿易を制限していたのがOMGUSによる管理貿易である¹⁸⁾。アメリカ本国ではECA及び国務省によって、西ドイツの経済復興を容認し、貿易の再建を通じてその西ドイツ復興を西ヨーロッパ復興と調和させる方針が確定されていたが、これとは異なった政策が西ドイツの建国までOMGUSによって遂行されることになった。この管理貿易遂行の背景には、アメリカ軍政長官L・クレイ (Lucius D. Clay)¹⁹⁾のドイツ経済復興構想が存在した。

クレイは、マーシャルプラン実施以前においては、ドイツの経済的統一の実現→貿易の統制→輸出入の均衡の達成→ドイツ経済の自立→アメリカの援助の削減、というプロセスでドイツ4占領地区を優先的に復興させることを構想していた²⁰⁾。しかし、マーシャルプランの発表により、クレイの構想は2つの重大な挑戦を被ることとなった。第1には、ソ連との妥協の可能性が消失し、ドイツの経済的統一の実現が不可能となったことである。第2には、マーシャルプランが西ドイツ経済をヨーロッパ経済の枠内に統合することを目標としていたため、西ドイ

18) この点について詳しくC. Buchheim, a. a. O. を参照。

19) クレイについては、W. Krieger, *General Lucius D. Clay und die Amerikanische Deutschlandpolitik 1945-1949*, Stuttgart, 1987. 及び J. Smith, *Lucius D. Clay*, New York, 1990. を参照した。ただし、両者にはクレイとソ連との関係について見解の相違が存在する。J・スミスはクレイを冷戦のイデオロギーからは一線を画した「修正主義者」と捉えるが、W・クリーガーはその見解を批判し、クレイの反共性を強調している。

20) クレイのこうしたドイツ優先復興論の背景には、特に共和党元大統領H・フーバー (Herbert Hoover) の存在があると考えられる。フーバーの路線は1947年3月に報告書の形で発表された。このドイツ優先復興構想はアメリカ国内において主流となり得ず、マーシャルプランが国務省主導の下に立案された。しかし、その支持者は一定アメリカ国内に存在していた。ベルリン封鎖の発生(1948年6月23日)が軍政府の継続を必要とし、このことがクレイの路線がマーシャルプラン後も残存する要因となったことは明らかであるが、それ以外にもアメリカ国内におけるクレイの政策構想への支持も考慮する必要がある。フーバーについては、拙稿「H・フーバー (Herbert Hoover) のドイツ報告 (1947年3月18日) とその歴史的位 置」『経済論叢』第167巻第2号, 2001年2月号を参照。

ツのみの優先的な復興を行えなくなる危険性が存在したことである。このマーシャルプランによってもたらされた2つのインパクトによってクレイの構想は変更を迫られた。

クレイは、こうした状況変化に対して4占領地区の統一は諦めたものの、ドイツ英米占領地区経済を優先的に復興させる政策は追及し続けた。クレイはマーシャルプランの復興概念をドイツ英米占領地区経済の周辺諸国経済への従属を目的としたものと捉え、アメリカにおいて戦時期に立案され、ドイツ占領地区を小さな単位に分割し、農業国化することを目指した「モーゲンソープラン」と大差のない政策であると考えた。そのため、クレイはECAの域内貿易再建策に反対し、英米占領地区の輸出入を管理することで、その優先的な復興を成し遂げようとしたのであった。そのため、ドイツ英米占領地区市場が閉じられヨーロッパ域内の貿易が寸断されてしまった。

クレイの管理貿易政策は1947年1月のドイツ英米統合地区の実現と同時に設立された共同輸出入庁 (Joint Export-Import Agency, 以下JEIAと略す) によって担われた。JEIAの下でドイツ英米占領地区の貿易—フランス地区は1948年10月以降、JEIAに属することになった—は管理されることになった。

その管理は以下のような内容を持っていた。

①貿易は全てドル決済が義務づけられる (ドル条項)、②輸入は必要最低限の食糧 (A類)—これは大部分、アメリカから輸入された—及び輸産業に必要な原材料 (B類) に限定される、③輸出はB類輸入の対価支払のために行われ、その額は輸入額の三倍であり、超過分はA類の購入に当てられる、などといったものであった。ここでは、輸出は食糧輸入のためとしてのみ位置づけられた。ドル決済に固執することもドルを獲得し、それによってアメリカから食糧を輸入するというを目的とした政策であった²¹⁾。

21) 管理貿易の仕組みについて詳しくはL・エアハルト、有沢広巳訳『ドイツ経済の奇蹟』時事通信社、1954年、84ページ。

ここに、一国的な枠組みでドイツの経済復興を考えるとともに、アメリカのドル援助を早期に削減することを目的としていたクレイの構想が現れている。

例えば、ECAは、ドイツ占領地区から石炭を周辺国に輸出し、それと周辺国からの食糧輸入をパートナー取引とし、ドルを使用せずに域内貿易を活発化させようとした。しかし、OMGUSはこれら食糧—この食糧は主として奢侈品に属するものであった—の輸入を非本質的な財であるとして拒否し、西ヨーロッパ諸国のドル不足にも関わらず石炭に対するドルでの支払を要求した²²⁾。この背景には、先に指摘した、クレイの管理貿易政策があったことは明らかであろう。こうした政策の結果、ドイツ英米占領地区はますます西ヨーロッパ域内貿易から切り離されることになってしまった。

しかし、クレイはその勢力の衰えから、ECA・国務省によって押し切れられ、1949年1月には辞意を表明した²³⁾。その結果、1949年3～4月にかけてアメリカにおいて「新ドイツ政策」がECA・国務省主導の下に確定されることになった。この結果、ECA・国務省が当初からマーシャルプランによって実現しようと考えていた貿易・決済の再建政策を西ドイツに適用することが可能となった。OMGUSの管理貿易路線はここに、破棄された。

西ドイツ政府の成立と同時にOMGUSに代わり、高等弁務官府が設立され、アメリカ高等弁務官としてJ・マックロイ (John J. McCloy) が任命された。マックロイは、クレイと異なりECA・国務省の路線に沿って政策を遂行した。

22) The Department of State, *Foreign Relations of United States, 1948-III*. p. 435 を参照。また、このドイツ英米占領地区のドル決済の問題に関しては、古内博行「ドル条項問題と西ドイツ経済の復興」(廣田功・森建資編『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社、1998年)を参照。

23) クレイ辞任の背景には、1948年大統領選挙の影響があったと考えられる。1948年大統領選挙とともに行われた議会選挙によって共和党は敗北し、フーバーの背景をなす勢力が減少したことが影響したのではないだろうか。この点については今後掘り下げて別稿にて検討したい。

その結果、管理貿易から西ドイツは解放され、周辺諸国と次々に二国間貿易協定を締結した。この貿易協定によって、西ドイツはその貿易を「小さなマーシャルプラン」下の貿易以外の部面に拡大する機会を得たのであった。この二国間貿易協定については節を変えて論じることにする。

III 西ドイツ政府の成立と二国間貿易協定の展開

IIにおいては、ECAによって遂行された政策である「小さなマーシャルプラン」が西ドイツの貿易を抑制していたこと及び、それ以外の部分での貿易もOMGUSの管理貿易政策によって統制されていたことを示した。しかし、この管理貿易政策は、西ドイツ政府の成立とともにECA・国務省が当初から推進を試みていた自由貿易政策へと転換することになる。

以下では、この自由貿易政策への転換が西ドイツの貿易にとって有した意味を、EPU成立以前の期間に関して明らかにしていく²⁴⁾。

1 二国間協定の締結と西ドイツの輸入の拡大

JEIAによって遂行されてきた管理貿易は1949年8月の終わりに結ばれたスイスとの二国間貿易協定の締結によって事実上崩壊することになった。この協定を契機として、西ドイツとスイスの間の貿易は徐々に自由化されることになった。しかし、この条約は紳士協定も含む不完全なものであり、真に管理貿易に終焉をもたらす結果となったのは、1949年9月7日に締結されたオランダとの貿易協定である²⁵⁾。

オランダとの二国間貿易協定においては、西

ドイツ側の貿易自由化²⁶⁾が志向され、輸入割当が適用されない商品の範囲と額が大幅に拡大されるとともにスウィングの額を大規模化することでドルを使用せずに貿易しうる範囲を拡大した。オランダとの協定は1949年3月にも締結されていたが、この協定はクレイの反対にあい、輸入割当を必要としない商品の範囲が大幅に縮小されていた。この協定によって、「ドル条項」に代表されるOMGUSによるドル獲得最大化政策及び輸出入統制の政策は事実上終了することになった。そして、JEIAはその役割を終え、1949年10月15日以降その権限を次々と西ドイツ政府へと移譲していった。それを受けて、西ドイツは自主的にいくつかの商品に関して輸入割当を廃止した²⁷⁾。

こうした動きを受けて、次々と同様の貿易協定が周辺諸国と締結された。デンマーク、ベルギー・ルクセンブルク、スウェーデン、オーストリア、ノルウェー、といった諸国が西ドイツと二国間貿易協定を11月に相次いで締結した。これら小国は戦前以来西ドイツとの経済関係が緊密であり、西ドイツとの貿易の復活なくしては自国の復興もありえない状態にあった。そのため、西ドイツとの貿易の再建をアメリカやフランスに対して強く要求していた²⁸⁾。そして、この貿易協定によって、これら諸国は西ドイツ市場への輸出割当が廃止される商品の範囲を大幅に拡大し、西ドイツへの輸出を大幅に拡大することとなった。この点を第4表から確認しておこう。

第4表は西ドイツと二国間貿易を締結した諸国との輸出入額の推移を、1949年から1950年第2四半期までの期間において示したものである。まず、1949年下半年期を中心として西ドイツのノルウェーとオーストリアを除くすべての国から

24) なお、本稿では二国間協定を結んだ諸国との貿易を中心に考察する。ここで二国間協定を結んだ諸国が、1950年代における西ドイツの主要な貿易相手国（特に、ベネルクス三国）となるためである（古内博行「1950年代西ドイツの貿易構造とEECの選択」（秋元編、前掲書）165-170ページ参照）。ここで取り上げる諸国以外との貿易については別稿にて検討したい。

25) 国内における管理貿易体制の緩和もクレイの辞意表明以降行われた。この点についてはさしあたり、エアハルト、前掲書、274-292ページを参照。

26) この時期の「貿易自由化」とは基本的に各種商品に課されていた輸入割当制の撤廃を意味する。西ドイツの関税に関わる問題は、GATT加盟に至る過程で議論されることになる。

27) Milward, *Reconstruction*, p. 426 を参照。

28) 古内博行「ドル条項問題と西ドイツ経済の復興」（廣田・森編、前掲書）113ページを参照。

第4表 貿易協定締結諸国と西ドイツの貿易額の推移

(単位: 万ドル)

	1949年上半期		1949年第3四半期		1949年第4四半期		1950年第1四半期		1950年第2四半期	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
スイス	2,190	3,240	1,640	1,860	2,570	2,030	2,280	2,010	1,660	2,350
オランダ	3,330	5,340	2,210	2,760	5,700	2,290	7,230	5,490	6,400	6,630
ノルウェー	2,170	1,050	450	440	430	520	1,020	590	1,100	600
オーストリア	740	3,130	300	1,630	340	1,760	620	1,810	850	1,590
ベルギー／ ルクセンブルク	5,290	6,400	5,220	2,700	2,340	2,650	2,340	3,130	1,490	3,600
デンマーク	2,200	970	850	290	1,670	420	2,730	950	1,800	1,470
スウェーデン	3,420	3,070	3,040	2,290	2,050	1,480	3,470	2,280	2,680	2,140
合計	19,340	23,200	13,710	11,970	15,100	11,150	19,690	16,260	15,980	18,380

出所: C. Buchheim, *Die Wiedereingliederung Westdeutschlands in die Weltwirtschaft 1945-1958*, 1990, S. 121 より作成。

の輸入が急増していることが読み取れよう。特にオランダからの輸入が急増している(1949年第3四半期=2210万ドルから第4四半期=5700万ドルへ)。オランダは条約を他国に先駆けて締結していることにともない輸入が急増したと考えられる。この内オランダから輸入された商品のほとんどは食料品であり、ドル圏以外からの食料品輸入は西ドイツにとってドル節約の効果を持った²⁹⁾。また、それ以外の諸国でも、輸入が急増している。その原因は何であろうか。

これは、まず先に述べた西ドイツの自主的な輸入割当の廃止が原因として挙げられる。西ドイツはアメリカの域内貿易自由化政策に従い、先行的に自国の輸入割当の廃止を行った。1951年に一時的に自由化が停止されるが、それを越え1952年には OEEC 参加国からの輸入増額の89.3%が割当制に依らないものになっていた。この西ドイツの輸入割当の一方的な自主的廃止が輸入拡大の要因の第1点目である。

また、第2点目として1949年9月に生じたポンド切り下げにともなう、ヨーロッパ各国の通貨調整の影響があると考えられる。第5表は各国の切り下げ率を示したものである。西ドイツは、20.6%の切り下げを紆余曲折の末行っている。しかし、各国は第5表から明らかなように西ドイツよりも大幅な切り下げ一軒並み30%前

第5表 主な諸国の切り下げ率

	公表年月日	切り下げ率
スウェーデン	9月18日	30.6%
デンマーク	9月18日	30.5%
アイスランド	9月20日	30.5%
アイルランド	9月18日	30.5%
ノルウェー	9月18日	30.5%
イギリス	9月18日	30.5%
オランダ	9月20日	30.2%
ギリシャ	9月22日	30.0%
西ドイツ	9月29日	20.6%
ポルトガル	9月19日	13.1%
ベルギー	9月21日	12.4%
フランス	9月20日	

出所: 東京銀行調査部訳『国際決済銀行年次報告書 第15巻(1949-50)』日本経済評論社, 1979年より作成。

後の切り下げ率—を実施した。このことにより、西ドイツの周辺国への輸出は不利となり、西ドイツへの周辺各国による輸出は有利となった。この結果、西ドイツの周辺国からの輸入が急増することになったと考えられる³⁰⁾。

そして、1949年11月の二国間貿易協定締結の成果を示すように、1950年第1四半期にはほぼ全ての諸国からの輸入が1949年第4四半期よりも増加していることが第4表から読み取れよう。

30) 西ドイツのマルク切り下げ問題に関しては、拙稿「1949年ドイツ・マルク切り下げ問題をめぐる米仏関係」『経済論叢』第166巻第4号, 2000年10月号を参照。

29) Milward, *Reconstruction*, p. 430 を参照。

以上のように、西ドイツと周辺諸国との貿易協定は周辺国から西ドイツへの輸出を増大させる効果を持った。しかし、逆に西ドイツから周辺国への輸出に関しては先に協定を締結したオランダへの輸出から分かるように全く増大していない（1949年第3四半期=2760万ドル、第4四半期=2290万ドル）。この原因は、オランダは西ドイツからの輸入に対して依然として割当制を適用していたことによる。オランダとの協定をモデルとしたそれ以降の協定においてもベルギー＝ルクセンブルク以外の諸国との関係では、この割当制は温存されていた。このことが西ドイツからの各国への輸出の増大を抑制する要因となっていた。これら諸国との二国間協定は西ドイツにとって不平等なものであった³¹⁾。

この背景には、ECA が西ドイツを「貿易自由化」の先行者として位置づけていたことがある。ECA は西ドイツが優先的に貿易自由化を行うことで、西ヨーロッパ域内全体の貿易自由化を行うことを意図していた。エアハルト経済相もその路線に沿った貿易自由化政策を遂行していた³²⁾。そのため、これら諸国は、西ドイツとの二国間協定によって西ドイツに対する貿易自由化を行うことはなかった。この西ドイツに対する貿易障壁は OEEC を舞台として推進されていた域内貿易自由化政策のプログラムの経過とともに解消されていくことになる。

2 OEEC における貿易自由化と 西ドイツの輸出の拡大

第Ⅲ節1項で述べたような経過を経て、西ドイツの周辺諸国からの輸入は徐々に自由化され

るとともに拡大する契機が与えられた。次に問題となるのは、西ドイツに対する貿易の自由化である。これは OEEC を舞台とした貿易自由化へのアメリカの圧力が大きな役割を果たした。このアメリカからの圧力の中で、最も大きな影響力を持ったのが1949年10月31日に行われた P・ Hoffmann (P. G. Hoffman) ECA 長官による演説である。この演説を起点として西ドイツに対する貿易の自由化が進展することになる。

この演説の中で Hoffmann は、ヨーロッパにおける「単一市場」の形成を要求し、そのためにさらなる貿易自由化の実施に関するタイムテーブルの策定を求めた。それを受けて、1949年11月には、1948年に存在していた輸入割当に関する障壁の50%を除去することが決定された。この決定の結果、計画が1950年初頃までに策定され、1950年3月31日までにその計画が実施されることとなった³³⁾。この貿易自由化計画が正しく実行されれば、西ドイツからの輸出に対する障壁が取り除かれることになる。

だが、オランダ、ベルギー＝ルクセンブルク、スイスはそのドイツに対する貿易障壁を OEEC の規定に沿い除去したが、ノルウェー、デンマーク、スウェーデンらいわゆるスカンジナビア諸国はその西ドイツに対する貿易障壁を除去することを拒絶した。では、再び第4表から西ドイツの輸出の変化を確認してみよう。

1950年上半期においては輸出がかなり増加していることが第4表から読み取れよう。輸出の全体額は、1949年第4四半期の1億1150万ドルから1950年第一四半期には1億6260万ドル、第2四半期には1億8380万ドルと着実に増加している。特に、この増加はベルギー＝ルクセンブルク、オランダへの輸出の急増によるものである。例えば、オランダの場合、1949年下半期に輸出額が5050万ドルであったものが、1950年第1四半期には、5490万ドル、第2四半期には6630万ドルへと急増している。1950年第1四半期に OEEC による貿易自由化政策が遂行され

31) Buchheim, a. a. O., S. 120 を参照。

32) ここで注意が必要なのは貿易自由化の範囲の問題である。エアハルトはこの貿易自由化をヨーロッパ域内だけでなく、世界大での貿易自由化へのステップとして位置づけていた。そのため後には EPU に対する批判者として現れることになる。これは、アメリカの貿易自由化の位置づけと符合する。これに対してアデナウアーはヨーロッパ域内の自由化のみを意図していた。これは、西ヨーロッパ周辺諸国との関係を重視するアデナウアーの外交スタンスから帰結される。エアハルトとアデナウアーの違いについては Milward, "The Marshall Plan and German Foreign Trade," p. 454 を参照。

33) Milward, *Reconstruction*, pp. 303-306, 及び p. 422 を参照。

たことによって西ドイツからベネルクス三国への輸出が急増していることが読み取れよう。

逆に当然のことながら、スカンジナビア諸国への西ドイツの輸出はそれほど顕著な伸びを示していない。スカンジナビア3国への輸出の合計は1950年第1四半期=3820万ドルから第2四半期=4210万ドルへとわずかにしか増加していない。また、1950年全体で見た場合、3億6600万ドルの貿易赤字を西ドイツはスカンジナビア諸国に対して記録した³⁴⁾。

では、ベネルクス三国への貿易の増加は西ドイツにとってどのような意味を持ったのか。この点を第6表から考察してみよう。第6表は、西ドイツ製造業の輸出全体の増加への貢献を地域別に示したものである。この表から1949年から1950年にかけて、貿易協定を結んだ諸国が、西ドイツ製造業輸出の増加の40~50%を占めていることがわかる。特に、1950年1~6月期には、58.6%を占めている。特に輸出がこの時期に急増したベルギー・ルクセンブルクとオランダは、製造業輸出の増加割合全体のうち44.0%を占めている。このことから、ベルギー＝ルクセンブルク及びオランダへの輸出が製造業中心に行われていたと判断できる。

1949年1月のクレイ辞任表明から9月の西ドイツ政府の成立に至る過程で、OMGUSによる管理貿易は廃止され、ECAが当初から目標としていた政策が実現されていくことになった。この結果、西ドイツはその貿易政策を、管理貿易から自由貿易を重視する方向へと転換し、二国間貿易協定を締結するとともに、自主的に輸入割当を撤廃した。その結果、周辺国からの輸入が1949年下半期に急増し、このことによって、周辺国は西ドイツへの輸出を急増させることが可能となり、西ヨーロッパ域内貿易再建への足がかりが築かれることとなった。加えて、

34) ただし、この西ドイツの貿易赤字をきっかけとして、スカンジナビア諸国は1949年に西ドイツが行った自由化措置に対応する自由化を行った。その結果、翌年西ドイツの貿易は3億ドルあまりの出超となり、それ以降も西ドイツの輸出は順調に拡大した。エアハルト、前掲書、152-153ページを参照。

第6表 西ドイツ製造業輸出全体の増加への貢献の割合

	1949年 7~12月	1950年 1~6月	1950年 7~12月	1951年 1~6月	1951年 7~12月
ベルギー ルクセンブルク オランダ	17.9%	44.0%	19.7%	12.1%	17.9%
オーストリア スイス	9.8%	4.6%	7.8%	12.1%	9.0%
デンマーク ノルウェー スウェーデン	12.1%	10.0%	13.6%	11.0%	11.6%
合計	39.8%	58.6%	41.1%	35.2%	38.5%

出所：Milward, "The Marshall Plan and German Foreign Trade," p. 465 より作成。

OEECを舞台とした域内貿易自由化を契機として、西ドイツ製造業はその輸出を、1950年上半期にベネルクス三国を中心として大きく拡大させることとなった。

おわりに

以上、EPU成立以前の時期における西ドイツの貿易とマーシャルプランの関連について一極めて限定的ではあるが一検討してきた。この検討から、以下の点が明らかとなった。

ECAがマーシャルプランを通じて実現することを目標としていた西ヨーロッパ域内における貿易と決済の再建は、当初から2つの障害を抱えていた。

まず、ECAによって実施された「小さなマーシャルプラン」体制それ自体は、多角主義に反対する諸国に影響され、双務協定に基礎をおいたものであり、西ドイツが輸出を急激に増加させるには制限となる体制であった。このことは、イギリスとの貿易から明らかであろう。西ドイツの輸出増大を支えるためには、多角主義を基礎としたEPUの仕組みが必要であった。EPUは、西ドイツがその輸出を急増させるために不可欠な仕組みであった。事実、西ドイツはEPUの下で、その輸出を急激に増大させている。このことは前掲第1表において、1950年以降西ドイツの輸出がEPU地域を中心として急激に拡

大していることから確認できよう。

また、「小さなマーシャルプラン」下以外の貿易も OMGUS の管理貿易政策によって制限されていた。この管理貿易政策によって、西ドイツの貿易はドル決済を義務づけられるとともに、一次産品を輸出し食糧を輸入する構造に押し留められた。これにより、西ドイツは西ヨーロッパ諸国から完全に孤立化してしまった。

この制限は西ドイツの政府の成立により解消され、管理貿易政策は破棄された。その結果、1949年末以降相次いで二国間貿易協定が結ばれた。この結果、西ドイツへの周辺国からの輸出が急増し、西ヨーロッパ域内貿易の再建への糸口が築かれた。加えて、OEEC 諸国内における貿易自由化が1950年より開始され、西ドイツの製造業は1950年上半期に、その輸出をベルギー＝ルクセンブルク、オランダを中心として急激に増大させた。

以上のことからマーシャルプランと西ドイツの貿易に関していかなる点が指摘しうるであろうか。まず、「小さなマーシャルプラン」下での西ドイツの貿易は制限されていたものの、それが EPU 設立に結びついたという点で評価されよう。また、OMGUS の管理貿易下において「小さなマーシャルプラン」を通じて西ヨーロッパ諸国との関係が継続したことも西ドイツの西ヨーロッパ市場への復帰に対して意義を持ったと言えよう。その意味では、西ドイツは短期的な損失を越える大幅な利益を得たと考え

られる。

しかし、この時期の西ドイツの貿易にとって最大の意味を有したのは、「管理貿易」から「貿易自由化」への転換の結果生じた貿易の拡大である。これは、マーシャルプランを通じてアメリカが実現しようとしてきたことであった。ECA・国務省は OMGUS を退けて以降、西ドイツにまず貿易自由化を行わせるとともに、OEEC において貿易自由化推進を要求することで、西ヨーロッパ域内貿易を再建しようと試みた。その結果、西ドイツの貿易は再建された。特に輸出の再建にとって OEEC の貿易自由化が重要な役割を果たした。特に、1949年10月31日のホフマンによる演説が決定的な意義を持った。そして、この貿易自由化政策の展開に基づく西ドイツ貿易の拡大が EPU 成立下における西ドイツ貿易の急拡大を準備したのである。ここに、マーシャルプランが西ドイツの貿易の再建に対して果たした意義が明瞭に読み取れる。

しかし、EPU 成立以降の貿易再建の過程も順調に進展したわけではない。特に1950年6月に勃発した朝鮮戦争の影響による国際収支問題の発生とその克服をめぐる諸過程が分析される必要がある。さらに、本稿で対象とした期間に関しても、まだ多くの検討課題が残されている。ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体とヨーロッパ域内貿易の再建との関連に関しても検討されなければならない。これらの課題に関する分析については今後の課題としたい。